

## 千葉県文化財保存活用大綱の策定について

令和元年9月9日  
教育振興部文化財課

### 1 目的・概要

改正文化財保護法（以下、「法」）が平成31年4月1日に施行され、都道府県は「文化財保存活用大綱」（以下、「大綱」）を、市町村は「文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」）を策定し、それぞれが域内の文化財の保存と活用を主体的に推進するという制度が設けられた。都道府県が策定する「大綱」は、域内における「文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、当該都道府県内において各種の取組を進めていくうえで共通の基盤となるもの」とされており、市町村の「地域計画」は、「都道府県が策定する大綱を勘案して」策定するものとされている。

千葉県教育委員会は、「千葉県文化財保存活用大綱（仮称）」を策定し、域内市町村並びに県民に対しこれを示すことにより、千葉県内の各市町村による主体的な文化財保護行政の推進を図る。

### 2 大綱の具体的な内容

国の指針に基づき下記の内容を盛り込むこととする。

- (1) 文化財の保存・活用に関する基本的な方針
- (2) 文化財の保存・活用を図るための講ずる措置
- (3) 域内の市町村への支援の方針
- (4) 防災・災害発生時の対応
- (5) 文化財の保存・活用の推進体制

### 3 大綱策定によって期待される効果

- (1) 大綱が策定されることにより市町村の地域計画策定が促進され、市町村の文化財行政が活性化する。
- (2) 大綱を勘案して策定した市町村の地域計画が国の認定を受けると、国の権限の一部が市町村に委譲され、より弾力的な文化財行政が可能になる。
- (3) 国からの千葉県及び域内市町村への財政的支援の強化
  - 市町村の地域計画に規定された事業については、国から市町村への地方交付税措置の対象となる。
  - 大綱及び地域計画が策定されている場合、一部の国庫補助事業の補助率が、かさ上げされる。

### 4 大綱策定の作業及びスケジュール

令和元年度下半期に策定作業を行い、令和2年度上半期に完成する。策定にあたっては、以下の作業を行う。

- 大綱策定検討会において素案、本案について検討し、意見を反映させる（2回）。
- 広く意見を聴くための市町村文化財部局との会議を開催する（2回）。
- 県民向けのシンポジウム実施を検討している（令和2年度）。
- 普及のための冊子等の発行を検討している（令和2年度）。

千葉県文化財保存活用大綱策定スケジュール

										令和2年度				
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
県民							パブコメ 1月下旬～ 2月下旬							
県内市町村 教育委員会	8月下旬 主管課長 会議にて 情報共有			市町村大 綱情報交 換会						完	市町村講 習会にて 説明 6月上旬			
大綱策定検討会			素案検討		本案検討									
県保護審議会										成				
県教育委員会														
文化庁														

  

骨子作成	素案作成	本案作成	修正	パブコメ 反映
報告	報告	報告	報告	
相談	相談	相談	相談	
素案を提示・修正	本案を提示・修正			
完成冊子等 発行	文化庁 市町村 に送付			

千葉県文化財保存活用大綱（骨子案・未定稿）

目 次

序章

1. 大綱策定の背景と目的
2. 大綱の位置づけ

第 1 章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

第 2 章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

第 3 章 域内の市町村への支援の方針

第 4 章 防災・災害発生時の対応

第 5 章 文化財の保存・活用の推進体制

## 序章

### 1. 大綱策定の背景と目的

- 平成30年6月8日付けで文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が交付され、平成31年4月1日付けで施行された。
- 国は、法改正の趣旨を「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る」と示している。
- 千葉県の現状をみると、地域によって全く異なった課題を持っている。
- 首都圏の一部となっている県の北西部では、現在においても大規模な開発が進行しており、記念物、街並み等の景観及び埋蔵文化財等の保存と開発の調和が課題となっている。近い将来にわたり居住する人口の増加が継続し、地域を構成する人々の入れ替わりが起こり、伝統文化を継承する地域社会の変容が進行中である。
- 一方それ以外の地域では、ゆるやかな人口減が進行しており、過疎化・少子高齢化といった問題と向き合わなければならない状況にある。
- 本大綱により千葉県における文化財の保存活用の方針を示し、県内の市町村が相互に矛盾なく、同じ方針のもとに取り組んでいくことを目的とする。

### 2. 大綱の位置づけ

#### 1. 関係法令・規則等

- (1) 大綱の根拠となるもの
- (2) 関連する県条例
- (3) 文化財行政を推進する上で連携すべき法令・条例
- (4) 各計画との関係

## 第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

### 1. 千葉県の概要

- (1) 千葉県の県土及び地域の特徴
- (2) 千葉県の文化財の概要
- (3) 千葉県における文化財の特徴と文化財保護の現状
- (4) 千葉県の文化財の保存・活用に関する課題
- (5) 今後目指すべき方向性・将来像

### 2. 千葉県における文化財の保存・活用の方針

- (1) 守る（文化財の保存の方針）
- (2) 活用して伝える（文化財の活用と継承の方針）

## 第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1. 千葉県が主体となつて行う文化財の調査・指定・修理・整備の計画・人材育成・情報発信・県指定文化財等の所有者等に対する支援等の具体的な計画
  - (1) 周知
  - (2) 調査
  - (3) 保存
  - (4) 活用への取組
2. 市町村や博物館等における専門的人材の育成・確保
3. 千葉県が行う指定文化財等の所有者等及び市町村に対する支援の取組
4. 千葉県として優先的に取り組むテーマ・重点的に保存・活用の措置を講じていく文化財
5. 千葉県が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画
  - (1) 教育委員会が所管する文化財に関する取組
  - (2) 教育委員会以外の部署が所管する文化財に関する取組

## 第3章 域内の市町村への支援の方針

1. 市町村への支援の大方針
2. 市町村が行う保存・活用に関する取組への支援の方針
  - (1) 千葉県教育庁教育振興部文化財課における支援体制
  - (2) 市町村指定文化財の保存・活用に関する取組への支援
  - (3) 国指定・選定・登録文化財及び千葉県指定文化財の保存・活用に関する取組への支援
  - (4) 埋蔵文化財の保存・活用の取組への支援の方針
3. 市町村が地域計画を作成する際の相談や指導・助言の実施体制
  - (1) 支援体制
  - (2) 小規模市町村など自ら地域計画の作成を行うことが難しい場合の支援の方針

## 第4章 防災・災害発生時の対応

1. 防災・災害発生時の対応の大方針
2. 災害に備えた行政・博物館・NPO等の連携による文化財の救援ネットワークの構築
3. 災害発生時における市町村と連携した文化財の被害情報の収集
4. 緊急的なレスキュー活動等の実施の体制
5. 防災意識の涵養及び防災施設の整備

## 第5章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 文化財担当部局や関係部局の職員・専門人材の配置状況
2. 地方文化財保護審議会等の外部の専門人材の配置状況
3. 必要に応じて今後の体制の整備方針